

東日本大震災の復興施策の総括に関する
ワーキンググループの開催について

令和元年7月3日
復興推進委員会決定

1. 東日本大震災からの復興に向けて復興期間中に実施された復興施策の総括を行うため、復興推進委員会の下に、東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
3. ワーキンググループの庶務は、復興庁に置かれる統括官が処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。